

明 細 書					1 / 1 頁
品 名・納 入 場 所					入札(見積)番号 1251
1	品 名	数 量	単 価	金 額	
	80070602 (ボード類／看板)				
	治山事業施工地看板				
メーカー		6.00 基			
製品名					
規 格	仕様書のとおり				
型 番					
カタログ					
注文番号					
納入場所	別紙配布先一覧のとおり				

担当：県庁用度課物品班 笠井
見積締切:令和8年 8月 3日(月)午後5時
納入期限:令和8年 9月 25日(金)

見積番号 1251

見積書

金額 ￥ _____ 左のとおり見積いたします。
(契約希望金額の 100/110 相当額) <税抜き> 令和 年 月 日
静岡県知事様

合計 A<税込み> _____
所在地

A×100/110<税抜き> _____
商号又は名称

消費税相当額 _____
代表者氏名 印

*余白にこの見積書の「発行責任者」「担当者」(いずれもフルネーム)「電話番号」を御記入いただいた場合、押印は不要です。

治山事業施行地看板仕様書

1 調達品名・数量

治山事業施行地看板	6 枚
-----------	-----

2 規格（1枚当たり）

寸法及び 材質	看板：900×700×5（mm） アルミ複合板 平リブ 2 段 屋外対候性フィルム（耐候年数 5 年以上） 支柱：φ 48.6×1.8×2500（mm） 鋼管（亜鉛鍍金）2 本 根がらみ：φ 48.6×1.8×200（mm） 鋼管（亜鉛鍍金）2 本 取付金具：φ 48.6 用 Uバンド（アルミ製）4 個
------------	--

3 デザイン

山地災害危険地区及び治山事業施行地を周知するためのデザインを発注者が指定する。

4 納入場所 別紙のとおり

5 納入期限 令和 8 年 9 月 25 日（金）

6 担当

- （1） 仕様に関すること 森林・林業局森林保全課 千田（電話 054-221-2648）
- （2） 契約に関すること 出納局用度課 笠井（電話 054-221-2125、FAX 054-221-3585）

7 その他事項

- ① 運搬・発送費用等、納入に係る全ての経費は受注者の負担とする。
- ② 採用された者は、速やかに、実務につき 6（1）の担当課と打合せを行うこと。
また、看板作成前に 6（1）の担当課から、作成する全ての看板デザインについて確認を受けること。
- ③ この仕様書に定めのない事項については 6（1）及び（2）の担当課と協議の上決定すること。

別紙 （引渡場所）

事務所名	郵便番号	住所	電話番号	基数
東部農林事務所治山課	410-0055	沼津市高島本町1-3	055-920-2172	1
富士農林事務所森林整備課	416-0906	富士市本市場441-1	0545-65-2203	1
中部農林事務所治山課	422-8031	静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9014	1
志太榛原農林事務所治山課	426-0075	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9245	1
中遠農林事務所治山課	438-8558	磐田市見付3599-4	0538-37-2303	1
西部農林事務所天竜農林局 治山課	431-3313	浜松市天竜区二俣町鹿島559	053-926-2337	1
計				6

成 果 品 定 規 図

90cm

治山シン
ボルマーク

山地災害危険地区
(治 山 事 業 施 行 地)

別紙2(1) 危険地区番号「別紙2(2) 別紙2(3)」

静岡県では、公共施設や人家等の保全対象に直接被害を与えるおそれのある地区を調査・把握し、「山地災害危険地区」として公表しています。
静岡県は、森林の維持造成を通じ、山地に起因する災害から県民の生命・財産を守るため、治山工事を行っており、山地災害危険地区において、重点的に治山事業を実施しています。

治山事業の概念図

山地災害危険地区は3種類に区分しています。
「山腹崩壊危険地区(山崩)」
「崩壊土砂流出危険地区(崩流)」
「地すべり危険地区」

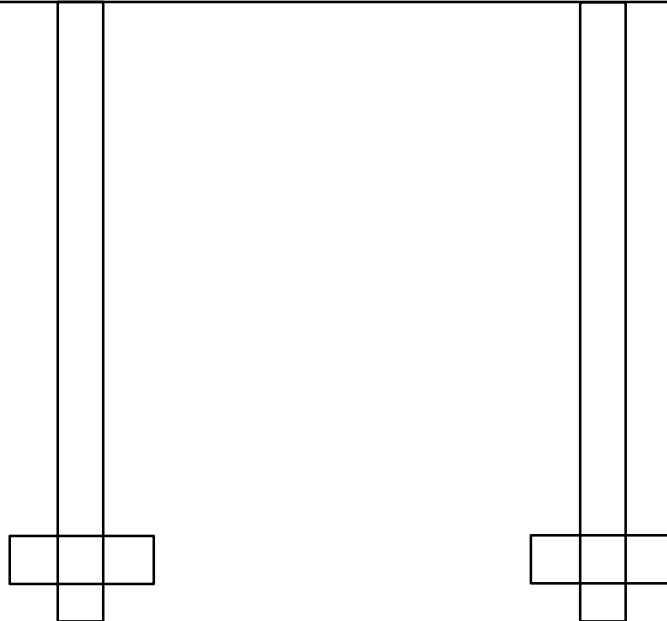


山地災害危険地区マップ→

別紙2(4) TEL 別紙2(5)

別紙2(6) TEL 別紙2(7)

70cm



構 成 表			単位 1枚あたり	
名称	数量	単位	規格	材質
看板部	1	枚	縦長700mm×横長900mm×厚5.0mm	アルミ複合板
支柱	2	本	Φ48.6×1.8×2,500(mm、取付金具含む)	鋼管(亜鉛メッキ)
根がらみ	2	本	Φ48.6×1.8×200(mm)	鋼管(亜鉛メッキ)

※耐候性5年以上のフィルムを使用すること。

【別紙2】

R8 治山事業施行地(山地災害危険地区)看板設置可能箇所

NO	施工箇所名(1)			危険地区種別 (2)	危険地区番号 (3)	農林事務所名 (4)	左の電話番号 (5)	市町役所名 (6)	左の電話番号 (7)
	市町区名	大字	字						
1	裾野市	深良	上原	崩流	220-045	東部農林事務所	055-920-2172	裾野市役所	055-995-1823
2	富士市	江尾	鳩頭	崩流	210-004	富士農林事務所	0545-65-2203	富士市役所	0545-55-2784
3	静岡市	葵区足久保奥組	中沢西	崩流	201-081	中部農林事務所	054-286-9077	静岡市役所	054-221-1627
4	藤枝市	瀬戸ノ谷	平畑	崩流	214-003	志太榛原農林事務所	054-644-9245	藤枝市役所	054-643-3350
5	掛川市	久居島	塔の沢	崩流	213-027	中遠農林事務所	0538-37-2303	掛川市役所	0537-21-1146
6	浜松市	天竜区龍山町戸倉	天ヶ沢	山崩	486-041	西部農林事務所天竜農林局	053-926-2337	浜松市天竜森林事務所	053-922-0032
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

注) (2)危険地区種別における記述はつぎのとおりとする。

①山腹崩壊危険地区 = 「山崩」

②崩壊土砂流出危険地区 = 「崩流」

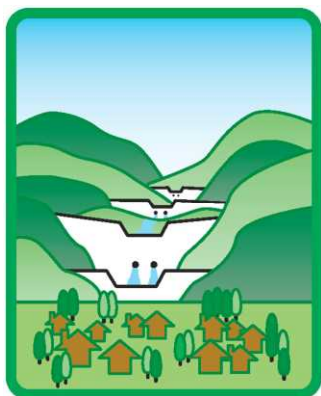


山地災害危険地区 (治山事業施行地)

〇〇市 (大字) △△ (小字) □□ 崩流 1 2 3 - 4 5

静岡県では、公共施設や人家等の保全対象に直接被害を与えるおそれのある地区を調査・把握し、「山地災害危険地区」として公表しています。

静岡県は、森林の維持造成を通じ、山地に起因する災害から県民の生命・財産を守るため、治山工事を行っており、山地災害危険地区において、重点的に治山事業を実施しています。



山地災害危険地区は3種類に区分しています。

「山腹崩壊危険地区 (山崩)」

「崩壊土砂流出危険地区 (崩流)」

「地すべり危険地区」



山地災害危険地区マップ

◇◇農林事務所 ☎ 0 5 4 - 2 2 1 - 2 6 4 8

〇〇市役所 ☎ 0 5 4 - 2 2 1 - 2 8 2 9